

### 【前期 第6問】

宗教団体 O の元信者であった甲と乙は、宗教祭で信者たちが誰もいないと思われる日を狙って、囚われている友人を救出するために共に同教団の施設に忍び込んだところ、警備のために残っていた同教団信者 X 々に捕まった。そして、甲と乙は両手を手錠で拘束された状態で同施設内の瞑想室に連行された。そこで X は部下 5 名に両者の口をガムテープで塞ぎ、頭にビニール袋をかぶせた上で、殴る蹴るなどの暴行を数十分にわたって加えさせ、肋骨骨折や左肩脱臼など全治 2 か月の傷害を負わせた。その際、暴行の勢いで乙を拘束していた手錠が外れたものの、乙は恐怖心からその事実を秘して、未だ拘束されている様子を装いながら逃走の機会をうかがっていた。

その後、X は甲の頸部にサバイバルナイフ(刃渡り 12.5 cm)を当て、

「お前はちゃんと家に帰してやるから、心配するな。」

「ただ、それには条件がある。」

「お前が乙を殺すことだ。それができなければ、お前もここで殺す。できるか。」

など、甲を解放する条件として乙を殺害するように言い、甲の手錠を解いたうえで X が手にしていたそのサバイバルナイフを手渡した。かかる状況下で、甲は、乙を殺害しさえすれば自分は無事にこの場から解放されて自宅に戻れる、ただし、拒めば自分が殺されると考え、X から渡されたサバイバルナイフで乙の上半身をめがけて突き刺そうとした。

しかし、既に手錠が外れて自由に動くことが出来た乙はこれをおかし、咄嗟の判断で、甲からサバイバルナイフを奪い、それをを用いて甲の左胸部を一突きした。甲は出血多量により同所で死亡するに至った。

甲および乙の行為の罪責を検討せよ。

参考判例：東京地裁平成 8 年 6 月 26 日判決